

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の実施に関する事務
②事務の概要	18歳到達後最初の3月31日までの間の児童を養育している非課税者もしくはコロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けて非課税世帯相当の収入の者に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給する。 また、受給要件の抽出及び確認にあたり特定個人情報を以下のとおり利用する。 ①積極支給対象者の抽出 児童手当、特別児童扶養手当、ひとり親給付台帳、課税台帳を突合し対象者を抽出。 ②申請支給対象者の受給要件確認 他市からの転入者の課税情報は情報連携により取得する。
③システムの名称	児童手当システム、児童扶養手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の101の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の121の項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第11条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 総務部 総務課 電話 072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 こども未来部 こども支援課 電話 072-877-2121(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、受付の完了した申請書等に関しては、紛失するリスクを回避するため、所定の鍵付き書架で保管している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	四條畷市情報セキュリティポリシー等に基づき、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適切に情報の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号及び別表第二の116の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の116の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号ズレを修正
令和5年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	18歳到達後最初の3月31日までの間の児童を養育している非課税者もしくはコロナウイルス感染症の影響を受けて非課税世帯相当の収入の者に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給する。	18歳到達後最初の3月31日までの間の児童を養育している非課税者もしくはコロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けて非課税世帯相当の収入の者に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給する。	事後	事務の実態に基づき修正
令和5年5月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の94の項	・番号法第9条第1項及び別表第1の101の項	事後	特定公的給付指定に基づき修正
令和5年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の116の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の121の項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第11条	事後	特定公的給付指定に基づき修正
令和7年10月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①担当部署	ひとり親世帯以外特別給付金プロジェクトチーム	こども未来部 こども支援課	事前	
令和7年10月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	ひとり親世帯以外特別給付金プロジェクトチーム担当課長	こども支援課長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 子ども未来部 ひとり親世帯以外特別給付金プロジェクトチーム 電話 072-877-2121(代表)	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 こども未来部 こども支援課 電話 072-877-2121(代表)	事前	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年5月16日時点	令和7年6月2日時点	事前	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月16日時点	令和7年6月2日時点	事前	
令和7年10月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	様式変更
令和7年10月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である	事前	様式変更